

平成 27 年 8 月 1 日

《第 32 回全日本ジュニア馬場馬術大会 2015》ならびに  
《第 67 回全日本馬場馬術大会 2015 Part II》 参加選手の皆様へ  
自由演技課目 不実施のお知らせ

公益社団法人 日本馬術連盟  
馬場馬術本部長 照井 慎一

《第 32 回全日本ジュニア馬場馬術大会 2015》ならびに《第 67 回全日本馬場馬術大会 2015 Part II》にエントリーをいただき、ありがとうございます。

自由演技課目で決勝競技を行うヤングライダー選手権、ジュニアライダー選手権ならびに内国産馬場馬術選手権に関し、先日皆様にもご案内いたしました通り、選手が使用する楽曲については、本来著作権の問題をクリアしなければならず、その規制が厳しくなっております。

選手の皆様には楽曲の使用許諾について、レコード会社等に申請していただくこと、ならびに当連盟では一般社団法人日本音楽著作権協会(以下、著作権協会)に包括的な許諾を得る方向で進めておりました。しかしながら、レコード会社ならびに著作権協会の許諾を得るまでにかかなりの時間を要するため、次週末の大会までには間に合わないことが判明いたしました。

当連盟でも両手続きがスムーズに進むように努めてまいりましたが、現時点で、次週末に向けて確実に許諾を得られる方策がない状況です。

そこで苦渋の決断といたしまして、決勝競技を自由演技課目で実施する予定の 3 競技につきましては、予選競技と同じ規定課目で決勝競技を実施することといたします。

大会直前の変更で選手の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解のうえ、ご対応くださいますようお願い申し上げます。